

# オホーツク地域廃棄物不法処理対策戦略会議設置要綱

## (目的)

第1条 オホーツク地域の廃棄物の処理、各種リサイクル等の指導に係る関係機関が緊密に連携し、廃棄物の不適正処理及び不法投棄等（以下「不法処理」という。）の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的としてオホーツク地域廃棄物不法処理対策戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 戦略会議は次の事業を行う。

- (1) 不法処理の防止及び発生後の対応に関し、関係機関が連携して実施すべき施策の検討
- (2) 不法処理の情報交換に関すること
- (3) 不法処理防止のための広報啓発活動に関すること
- (4) その他戦略会議の目的を達成するために必要な事業

## (構成)

第3条 戦略会議は次の機関をもって構成する。

- (1) 戦略会議は別表に定める関係機関の担当職員をもって構成する。
- (2) その他主宰者が必要と認めるときは、別の関係機関等を加えることができる。

## (主宰者)

第4条 戦略会議は、北海道オホーツク総合振興局くらし・子育て担当部長が主宰する。

## (会議)

第5条 戦略会議は、原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

## (ワーキンググループ)

第6条 戦略会議には、第2条(1)に掲げる施策の検討に当たり、必要に応じ、関係機関でワーキンググループを設置することができる。

## (意見の聴取等)

第7条 戦略会議及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (事務局)

第8条 戦略会議の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

附則1 この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附則2 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附則3 この要綱は、平成13年9月26日から施行する。

附則4 この要綱は、平成17年6月13日から施行する。

附則5 この要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附則6 この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附則7 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則8 この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

附則9 この要綱は、平成29年6月13日から施行する。